

当組合職員の軽装勤務(ノーネクタイ等)の通年実施について

当組合では、これまで5月から10月までを「クールビズ」期間とし、職員の軽装勤務（ノーネクタイ等）を実施していました。

この度、省エネルギー対策と働きやすい職場づくりの一層の推進ため、神奈川県に準じ、令和8年5月から軽装勤務（ノーネクタイ等）を通年で実施することといたします。

職員一人ひとりが、職務内容等に応じた快適で働きやすい服装で職務に臨むことで、業務効率の向上を図り、被保険者サービスの充実に繋げてまいります。

【取組内容】

通年でノーネクタイ等を含む軽装勤務を実施します。

【留意事項】

被保険者の皆様に不快感や違和感を与えることのないよう、品位を失わない節度ある服装とします。

公式行事や式典への出席等、社会通念上必要とされる場においては、ネクタイやスーツ、ジャケット等を着用します。

【開始日】

令和8年5月1日（金曜日）から